

蓮田市中小企業者等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業支援補助金

事業を営む個人事業主又は中小企業者等に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組むために要する経費の負担を軽減することを目的に、蓮田市中小企業者等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業支援補助金（補助率 10/10、上限額：10万円）を交付します。

1. 補助対象者

中小企業者等にあつては蓮田市内の店舗等で、また個人事業主にあつては店舗等で事業を営み、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業を実施し、申請日までに店舗等で事業を3か月以上継続して営んでおり、引き続き事業継続の意思を有する以下のた。

① 中小企業基本法の規定による中小企業者及び小規模企業者

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 (下記の②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

② 個人事業主

■対象外となる事業者

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等に関係する事業者
- ・国、県、他の地方公共団体の補助制度により補助金交付対象経費として、当該補助金の交付申請（交付申請予定含む。）をしている、または交付決定を受けている者（申請の結果、不交付となった場合は除く。）
- ・その他本事業の目的・趣旨から対象でないと本市が判断する者

2. 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業に要する、備品の購入費用
令和3年4月1日から令和3年12月31日までに購入したもので、市内の店舗等で使用するものに
限ります（個人事業主にあつては、蓮田市外の店舗等で使用するものを含む）。

<対象経費>

1	消毒液等を入れるオートディスペンサー及び設置台
2	間仕切り、パーテーション、飛沫防止カーテン、飛沫防止パネル
3	サーモグラフィカメラ、非接触型体温計
4	サーキュレーター、扇風機
5	空気清浄機
6	加湿器
7	キャッシュレス決済端末等に付随する機器（接続費用、通信料は含まない）

8	オゾン発生器
9	二酸化炭素濃度測定器
10	自動水栓（設置工事費含む）
11	テイクアウト・デリバリーのための看板、のぼり旗、保冷温容器 ※飲食店に限る。

3. 補助額

実際に支払った経費の合計額（100円未満切捨て）。上限額：10万円

補助金の交付は1事業者あたり1回限りとなります。なお、同一人が複数の事業所にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みをしている場合も1回限りとなります。

4. 申請手続き

【申請期間】

令和3年7月1日（木）から令和4年2月10日（木）まで（当日消印有効）

申請受付期間中であっても、予算額に達する場合は、受付を終了します。

【申請方法】

感染症拡大防止のため、郵送のみでの申請となります。

【申請先】

〒349-0193
 蓮田市大字黒浜 2799 番地 1
 蓮田市役所商工課 新型コロナ補助金担当

【申請書類】

※市ホームページにて確認をお願いします。

※申請書は蓮田市のホームページからダウンロードできます。また、蓮田市商工課窓口、蓮田市商工会でも配布しています。

5. お問合せ先

〒349-0193
 蓮田市大字黒浜 2799 番地 1
 蓮田市役所商工課 新型コロナ補助金担当
 （平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

電話 048-768-3111 内線235、237

FAX 048-765-1700

E-mail shoukou@city.hasuda.lg.jp



「蓮田ブランド」キャッチコピー

とかいなか No.1



こちらは、概要を示したチラシとなりますので、わからないことがございましたら、市ホームページをご覧ください。また、上記お問合せ先の商工課までご相談ください。